

# PAZ内の学校・保育所の避難

- PAZ内の3つの小中学校の児童等(約290人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経路所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- PAZ内の3つの保育所の児童(約110人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動の上、学校の児童等と一緒に避難経路所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

## 学校

学校名	人数		
	児童等	職員	合計
伊方(いかた)小学校	149人	17人	166人
九町(くちょう)小学校	50人	10人	60人
伊方(いかた)中学校	94人	17人	111人
<b>合計(3施設)</b>	<b>293人</b>	<b>44人</b>	<b>337人</b>

避難準備※1

児童等と職員がともに避難経路所(松前公園)に避難を開始

**避難経路所(松前公園)**

児童等は、避難経路所で保護者に引渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

## 保育所

保育所名	人数		
	児童	職員	合計
大浜(おおはま)保育所	9人	6人	15人
伊方(いかた)保育所	82人	21人	103人
九町(くちょう)保育所	16人	7人	23人
<b>合計(3施設)</b>	<b>107人</b>	<b>34人</b>	<b>141人</b>

避難準備

児童の引渡し

保護者が児童を引き取り・避難準備

引渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校の児童等と一緒に避難経路所(松前公園)に避難を開始

避難の開始

**避難経路所(松前公園)**

保護者への引渡しができなかった児童は、避難経路所で保護者に引渡し

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引渡しを実施

※2 児童等の人数については、令和2年4月1日現在

# PAZ内の社会福祉施設の避難

- PAZ内の社会福祉施設(1施設約100人)について、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の松前町にある施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策が講じられたつわぶき荘(自施設内)において、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

## <PAZ内1施設の入所者等の避難の考え方>

### 避難元施設

#### <放射線防護対策施設>

施設名	施設種別	入所定員数
つわぶき荘	介護老人福祉施設	55人
	軽費老人ホーム	30人
	短期入所生活介護	15 <sup>※4</sup> 人

計100人



### 避難先施設

施設種別	市町名	受入見込人数
介護老人福祉施設	まさきちょう 松前町 (2施設)	35人
軽費老人ホーム		35人
軽費老人ホーム		30人

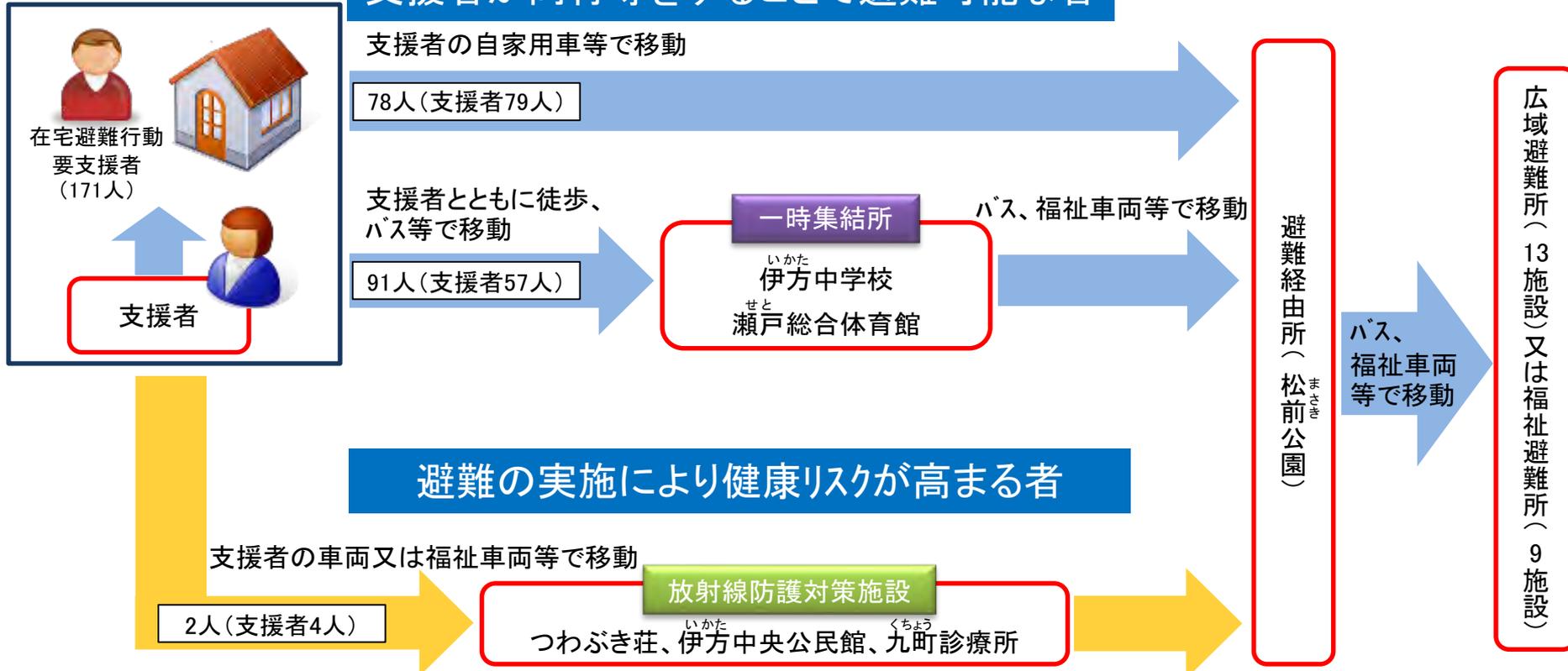
計100人

- ※1 避難の実施により健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避
- ※2 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※3 その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※4 短期入所生活介護については、入所定員数ではなく、平均的な入所者数で算定

# PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難

- ▶ 在宅の避難行動要支援者171人のうち、109人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- ▶ 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。

## 支援者が同行等をすることで避難可能な者



避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施

輸送等の避難準備完了後、避難を実施

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約710人について、バス25台、福祉車両17台（ストレッチャー仕様5台、車椅子仕様12台）。

	想定対象人数	想定必要車両台数※1,2			備考
		バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	478人 (児童等400人+職員78人) (6箇所)	19台	0台	0台	保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P30】
社会福祉施設の入所者等の避難※6	81人※7 (入所者62人+職員19人) (1箇所)	2台 (入所者32人+職員8人)	1台 (入所者1人+職員2人)	6台 (入所者29人+職員9人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○施設車両(ストレッチャー1人、車椅子2人乗り:1台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(車椅子1人乗り:1台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8人乗り:2台) ○四電車両(6人乗り:2台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	148人 (要支援者91人+支援者57人)	4台 (要支援者67人+支援者28人)	3台 (要支援者5人+支援者6人)	6台 (要支援者19人+支援者23人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○四電車両(ストレッチャー2人、車椅子1人乗り:3台) 【車椅子仕様】 ○四電車両(6人乗り:3台)
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設に輸送※6	6人 (要支援者2人+支援者4人)	0台	1台 (要支援者2人+支援者4人)	0台	放射線防護対策施設に輸送【資料P32】 ○四電車両(ストレッチャー2人乗り:1台)
<b>合計</b>	<b>713人</b>	<b>25台</b>	<b>5台</b>	<b>12台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は伊方<sup>いかた</sup>地域・瀬戸<sup>せと</sup>地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬半島<sup>さだみさき</sup>の地域特性を踏まえ、26人乗りにより想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※6 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、輸送等の避難準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避

※7 なお、この他、自施設内で屋内退避を実施する社会福祉施設の入所者(避難の実施により健康リスクが高まる者)が34人、職員17人が存在

# PAZ内における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、学校、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が保有する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A)必要車両台数		25台	5台	12台	
(B)確保車両台数		計25台以上	計9台	計12台	
確保 先	伊方町 <small>いかたちょう</small>	—	—	2台	【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子8人)
	学校、社会福祉 施設	7台	1台	2台	【バス等】 ○各2台(29人、26人乗り) ○各1台(25人、15人、10人乗り) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※1 ○1台(ストレッチャー1人、車椅子2人) 【車椅子仕様】 ○1台(1人乗り)
	愛媛県のPAZ・ UPZ内市町のバス 会社	18台以上	—	—	バス台数の内訳 【バス】 18台(26人乗り) 愛媛県のPAZ・UPZ内市町のバス会社が保有する車両総数 273台
	四国電力	—	8台※2	8台※2	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2人、車椅子1人> パターン②: <車椅子6人> 【配備台数】 8台(伊方地域)※1

※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※2 「避難の実施により健康リスクが高まる者」を放射線防護対策施設に輸送した車両は、その後避難に使用

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

# 避難の実施により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者等については、輸送等の避難準備が整うまで放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- PAZ内の放射線防護対策施設は、3施設884人を収容可能。
- 放射線防護対策施設においては、884人がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備済み。

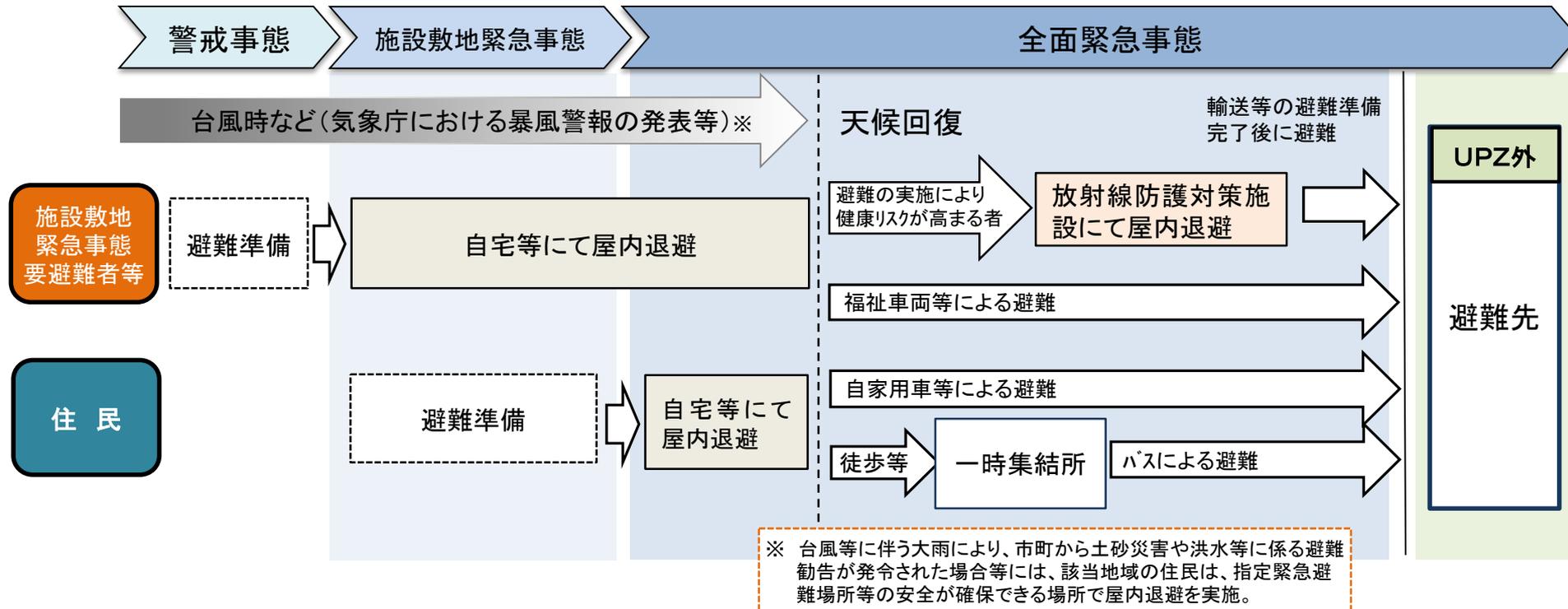
## 放射線防護対策施設（PAZ内：3施設）



# 台風時などにおけるPAZ（予防避難エリア含む）内の防護措置

- ▶ 台風等により気象庁から暴風警報等が発表される等、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- ▶ その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- ▶ なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び愛媛県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を実施。

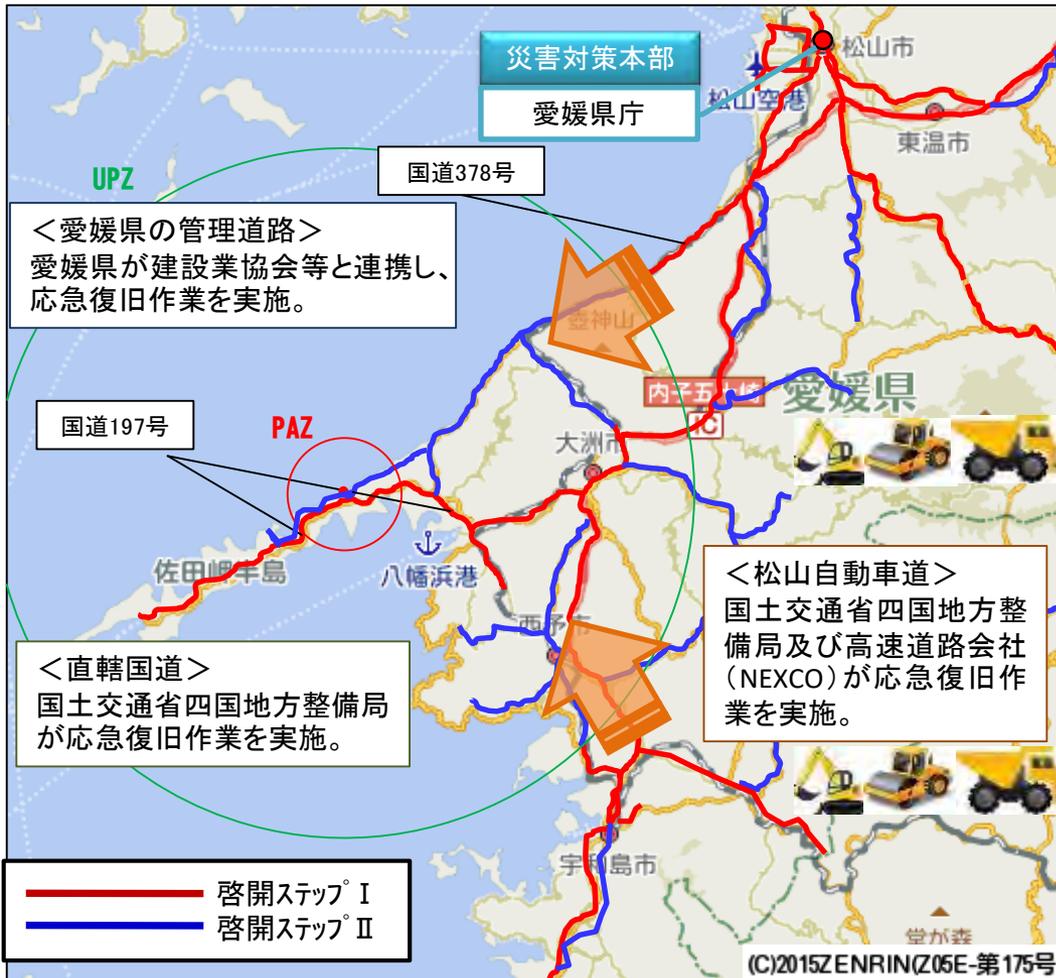
## ＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ （外出をすることで命に危険が及ぶような場合）



# 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策

避難開始前の段階において、避難計画で避難経路として定められている道路等が自然災害等により使用できない場合は、愛媛県、伊方町<sup>いかたちょう</sup>は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。

- ▶ 「愛媛県道路啓開計画」の啓開優先順位(ステップⅠ～Ⅲ)に基づき道路啓開を行い、緊急輸送道路の確保を行う。
- ▶ 直轄国道及び高速道路については、国土交通省四国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



## 愛媛県道路啓開計画

### 各管理者が道路啓開等を実施



協定に基づく業務支援活動

(一社)愛媛県建設業協会等

### 災害発生

道路管理者は道路施設の被害状況等の情報収集を実施

ステップⅠ <sup>いかた</sup>伊方発電所・<sup>みさき</sup>三崎港を連絡する  
国道197号等を啓開

ステップⅡ <sup>いかた</sup>伊方発電所・<sup>みつえ</sup>三机港を連絡する  
国道378号等を啓開